

## 災害時等の相互応援に関する協定書

## (趣 旨)

第1条 この協定書は、神奈川県企業庁（以下「甲」という。）と秦野市上下水道局（以下「乙」という。）と座間市上下水道局（以下「丙」という。）が、地震等の災害その他非常の場合等により、いちじるしく水道施設に損傷を受け、通常の給水に支障を生ずる場合において、迅速かつ円滑な相互応援の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

## (連絡部署)

第2条 甲、乙及び丙は、応援を要請する事態に備え、あらかじめ別表第1により連絡部課名その他の必要な情報を相互に交換するものとする。なお、別表第1は、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

## (応援物資等の調査)

第3条 甲、乙及び丙は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、備蓄資材一覧表等を作成し、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

## (応援の要請)

第4条 応援を要請するときは、別表第1に定める連絡部課を通じて、行うものとする。

- 2 前項の応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。  
ただし、緊急を要するときは、電話、メール又はファクシミリをもってすることができる。この場合は、事後すみやかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援内容の種類、人員等
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

## (応援要請への対応)

第5条 前条第2項による応援要請を受けた水道事業体は、すみやかに応援要請内容を確認し、可能な範囲で対応を行うものとする。

- 2 応援要請を行った水道事業体は、必要に応じて公益社団法人日本水道協会（以下「日水協」という。）の神奈川県支部長と調整を行うものとする。

## (応援内容)

第6条 甲、乙及び丙が行なう応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資機材の提供

(応援体制)

第7条 応援を要請した水道事業者は、災害の状況に応じ、応援水道事業者が必要とする資機材の提供その他必要な便宜を供与するものとする。

2 応援職員は、腕章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(経費の負担等)

第8条 第6条各号に規定する応援に要する経費は、日水協「地震等緊急時対応の手引き」の費用負担の基本的な考え方に準じ受援者が負担するものとする。

2 前項の定めによりがたいときは、応援を要請した水道事業者と応援を行った水道事業者が協議して定めるものとする。

(情報交換等)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定書による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、次の各号に定める事項について協力して実施するものとする。

- (1) 災害対策の取組みに関する情報交換
- (2) 合同訓練の実施

(協 議)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定書は、締結日から適用する。

この協定書の成立を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和8年3月30日

甲 神奈川県  
公営企業管理者企業庁長 浦 邊 哲

乙 秦野市  
秦 野 市 長 高 橋 昌 和

丙 座間市  
座間市公営企業管理者 山 本 洋 一